

有効期間満了日 平成37年3月31日

熊研第32号

平成31年4月4日

DNA型鑑定の運用に関する指針の運用上の留意事項等について（通達）見出しのことについては、「DNA型鑑定の運用に関する指針の運用上の留意事項等について（通達）」（平成22年10月28日付け熊鑑第271号ほか。以下旧通達という。）に基づき実施してきたところであるが、この度、警察庁から別添「DNA型鑑定の運用に関する指針の運用上の留意事項等について（通達）」（平成31年3月29日付け警察庁丁鑑発第502号等）が発出されたことに伴い、同通達に基づき実施することとしたので、誤りのないようにされたい。

なお、本通達の施行に伴い、旧通達は廃止する。

※ 警察庁通達「DNA型鑑定の運用に関する指針の運用上の留意事項等について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。